（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第八十五条第四号」を「第百四十条第四号」に改める。

一　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十二条第二項第三十八号

二　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五条第三十八号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十二　金融経済教育推進機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十六　金融経済教育推進機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第七条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十三　金融経済教育推進機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百九　金融経済教育推進機構

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第八条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「危険物保安技術協会」の下に「、金融経済教育推進機構」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第九条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表銀行等保有株式取得機構の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金

（行政手続法施行令の一部改正）

第十条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業共済組合連合会」の下に「、金融経済教育推進機構」を加える。

（保険業法施行令の一部改正）

第十一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「金融サービスの提供に関する法律施行令」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改める。

第四十四条の九第十二号及び第四十五条第一号中「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第十九号の二並びに同条第二項の表金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号ニ⑵の項及び金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同表金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十六条第十七号の項中「金融サービスの提供に関する法律施行令」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十三条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十三　金融経済教育推進機構

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第十四条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「係る金融サービスの提供に関する法律」を「係る金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「金融サービスの提供に関する法律施行令」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改める。

第十三条第一項第一号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第三十一条第二項第二号中「金融サービスの提供に関する法律施行令」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改める。

第四十八条及び第五十八条第一項第十九号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「銀行等保有株式取得機構」の下に「、金融経済教育推進機構」を加える。

（統計法施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「株式会社日本貿易保険」の下に「、金融経済教育推進機構」を加える。

一　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十七条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十二　金融経済教育推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十八　金融経済教育推進機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十八条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十八　金融経済教育推進機構

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十九条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）